

●香川県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を平成26年4月21日認定したので、次のとおり告示する。

平成26年5月9日

香川県労働委員会

- 1 地方公営企業の名称 香川県病院局
- 2 組合の名称 香川県病院局職員労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤務箇所	職名
本 庁	局長 課長 副課長 主幹 予算、人事、給与、服務、労働関係又は経営改革の事務を担当する課長補佐 人事、給与、服務又は労働関係の事務を担当する副主幹、主任、主任主事及び主事
病 院	院長 副院長 事務局長 検診センター長 事務局次長 総務企画課長 業務課長（中央病院に置かれるものに限る。） 院長補佐 中央検査部長 主任部長 部長 医長 薬剤部長 主幹 副薬剤部長 看護部長 副看護部長（労働関係の事務を担当するものに限る。）